

生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施について

現在、国では、新たな生活困窮者支援制度の創設に向けた取組が進められており、平成 27 年 4 月の施行を目指しています。

本市では、この新たな支援制度の創設に先立ち、国のモデル事業である「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を 10 月から中区において実施し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組みます。

1 第 183 回国会提出「生活困窮者自立支援法案」(以下、新法)の概要 ※審議未了により一旦廃案

(1) 法の目的

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもの。

(2) 支援対象

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

(3) 実施主体

福祉事務所設置自治体

→ 行政による支援決定などの一部の業務を除き、自治体による直営のほか、委託による実施が可能

2 中区での生活困窮者自立促進支援モデル事業(以下、中区モデル事業)の概要

(1) 実施内容

新法で予定される支援内容	中区モデル事業での実施内容	実施方法
自立相談支援	本人の状況に応じた <u>就労その他の自立に関する包括的・継続的な相談支援</u> → <u>自立生活支援員(嘱託員) 4 名を区保護課に配置し、個別の支援計画に基づく支援を実施</u>	<u>直営</u>
住居確保給付金	離職により住居を喪失した方等への家賃相当額の金銭給付(現行の住宅支援給付事業)	直営
就労準備支援	一般就労に向けた意欲喚起や職場実習支援を実施	社会福祉法人・NPO 法人に委託
家計相談支援	司法書士やファイナンシャルプランナーによる面接相談・家計管理支援等を実施	NPO 法人に委託
学習支援	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を実施(現行の寄り添い型学習等支援事業) ※年度内実施に向けて準備中	委託 (社会福祉法人・NPO 法人等を予定)
本市独自の取組		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料低額診療事業実施医療機関との連携</li> <li>・ 区保健師等と連携した健康管理のアドバイス など</li> </ul>		

(2) 中区モデル事業での支援対象

中区在住の方のうち「経済的に困窮している方で、就労自立に向けた支援を希望される方」

(ただし、既に生活保護を受給されている方は対象外)

(3) 相談窓口

- ・ 中区役所 3 階に「生活支援相談窓口」を設置 ※区保護課の既存相談窓口の機能拡充
- ・ ワンストップ型の相談窓口として、従来の生活保護の相談対応等と合わせて総合的・一体的に受付する運用を予定
- ・ 受付日時：月～金（祝日を除く） 8:45～12:00・13:00～17:00

(4) 事業開始時期

平成 25 年 10 月 1 日（火）

# ～相談と支援の流れ～

中区在住の方で、経済的に困窮していて  
就労による自立を目指す方

## 生活支援相談窓口（中区保護課）

ワンストップ型の相談窓口として  
経済的なお困りごと全般についてお伺いします

ホームレス支援

連携

生活保護制度

連携

### 自立相談支援

- ・課題の整理
- ・課題解決へのナビゲート
- ・就労に向けた支援計画の策定

自立生活支援員（4名）が  
就労による自立を目標に  
個々の状況に合わせて継続的に支援します！

### 就労支援

- ・ジョブスポットの利用
- ・ハローワークとの連携

一般就労のための求職活動を支援します！

### 住宅支援給付

（既存制度）

一定期間の家賃費用の給付により、  
充実した求職活動を支援します！

### 就労準備支援

- ・横浜市生活困窮者就労準備支援事業
- ・中区仕事チャレンジ講座

職場実習などにより、就労前の準備を支援します！

### 家計相談支援

家計収支の改善や管理方法、  
債務整理について支援します！

### その他

- ・無料低額診療事業を行う医療機関の案内
- ・社会福祉協議会での各種貸付の利用
- ・地域若者サポートステーションでの支援
- ・法テラスにおける相談
- ・健康管理のアドバイス など